

(資料十二)

令和八年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県県税条例等の一部を改正する条例	3

第72号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、職員に対して支給する通勤手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車等の使用者又は交通機関等及び自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (2) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日とすること。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第73号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する通勤手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車等の使用者又は交通機関等及び自動車等の併用者のうち、自動

車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする教育職員（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）に対し、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

- (2) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日とすること。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

第74号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、市町村立学校の教職員に対して支給する通勤手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車等の使用者又は交通機関等及び自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする教職員（教育委員会規則で定める教職員を除く。）に対し、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額を支給すること。
- (2) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給す

ることが困難な場合にはその翌月の教育委員会規則で定める日とすること。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

第75号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、自動車税の環境性能割の廃止等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 自動車税の環境性能割を廃止すること。

イ 現行の自動車税の種別割を自動車税とすること。

ウ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、2年間延長すること。

エ 引用する条項の整理

オ その他規定の整理

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正

(3) 島根県手数料条例の一部改正

(4) 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正

(5) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。

(6) この条例は、(5)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。